平成２２年（フ）第４１２６号
大阪府枚方市尊延寺５丁目45番１号
債務者　西村幸次郎
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１３３号
大阪市平野区長吉六反４丁目８番40号
債務者　川村富美子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９５号
埼玉県川口市大字東本郷1600番地の11
債務者　大越　梨絵
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３９５号
埼玉県新座市東２丁目６番22号　セピア志木201号室、旧住所神奈川県横浜市都筑区中川中央１丁目24番21号　リーブラセンター北202
債務者　村田　　愛
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４１２号
埼玉県戸田市美女木１丁目30番地の８　美女木ハイツ313号室
債務者　石井　宣子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５２０号
埼玉県新座市石神３丁目19番２号　ルネサンス石神306号室
債務者　加藤美佐緒（旧姓木名瀬）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５６９号
埼玉県桶川市東２丁目14番６号　イーストコート桶川203号
債務者　鈴木　幸弘
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６０５号
埼玉県川口市朝日１丁目14番17－203号　シュロス川口壱番館
債務者　高萩　智子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６９６号
さいたま市南区大字大谷口5112番地
債務者　西村　一秋
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７１１号
さいたま市南区太田窪２丁目６番４号　太田窪団地106号室
債務者　仁科佳世子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７１７号
埼玉県桶川市大字加納2140番地、住民票上の住所横浜市青葉区しらとり台44番地１　ヴィラ栄202号
債務者　柘植　麻衣（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７２４号
埼玉県上尾市大字上183番地10
債務者　安達志津子（旧姓江原）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７４１号
埼玉県鳩ケ谷市大字辻496番地
債務者　玉木　清美
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
岡山県倉敷市玉島黒崎3078番地
債務者　重野　英雄
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
群馬県高崎市砂賀町32番地
債務者　松村　通江
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１５７号
群馬県高崎市貝沢町291番地１
債務者　中田　　健
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１３４２号
愛知県小牧市藤島町中島50番地　有明荘209号
債務者　大澤　朝光
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部